

議会基本条例の検証(項目別・期別集計)

		1期議員 5ヶ月 6人	2期議員 4年5ヶ月 5人	4期以上議員 10年～ 5人	全体
設問番号	第1章 総則				
	第1条 目的				
1	①西脇市議会基本条例の目的を果たしているか	3	3.6	2.6	3.067
	第2章 議会及び議員の活動原則				
	第2条 議会の活動原則				
2	①市の意思決定機関としての機能は果たせたか	3.333	3.2	3.2	3.25
3	②行政の監視機関としての責任は果たせていたか	3.167	3.6	3	3.25
4	③情報公開や市民参加の推進に努めていたか	3.5	3.4	2.6	3.188
5	④透明性、公平性及び公正性を確保した活動ができていたか	3.333	3.4	3	3.25
6	⑤平易な言葉で説明責任を果たしてきたか	3.333	3.4	2.6	3.125
7	⑥法令等を遵守した活動をしてきたか	3.5	3.8	3.6	3.625
8	⑦市民の理解が得られる議会運営に努めていたか	3	3.4	2.8	3.063
	第3条 議員の活動原則				
9	①直接選挙で選ばれた市民全体の代表者としての自覚のもとに活動してきたか	3.5	3.8	4.2	3.813
10	②自らの良心と責任をもって市民の負託に応えることができたか	3.333	3.8	3.8	3.625
11	③市政の課題や市民の意見、要望を的確に把握した活動ができていたか	3.333	3	3.2	3.188
12	④自己の能力を高めるため不断の研さんに努めてきたか	3.167	3.4	3.4	3.313
	第3章 議会機能の強化				
	第4条 委員会の活動原則				
13	①議案審査は充実し、その機能を十分に発揮できていたか	3.5	4.2	3.4	3.688
14	②事務調査は充実し、その機能を十分に発揮できていたか	3.167	3.6	2.2	3
15	③請願審査は充実し、その機能を十分に発揮できていたか	3	3.6	3.2	3.25
16	④陳情調査は、その機能を十分に発揮できていたか	3.167	3	2.8	3
17	⑤政策等の立案、提言その他能動的な活動に努めていたか	3.333	3.2	2.2	2.938
	第5条 議員間討議				
18	①議員相互間の自由な議論を尽くし、合意形成に努めてきたか	3	3.4	2.4	2.938
	第6条 議案等の審査及び調査				
19	①学識経験者等による専門的事項に係る調査制度は活用してきたか	2.5	2	1.8	2.125
20	②公聴会制度の積極的な活用はしてきたか	2.333	2.2	1.4	2
21	③参考人制度の積極的な活用はできたか	2	1.2	1	1.438
	第7条 請願及び陳情				
22	①市民からの請願を政策提言と位置付け、意見を聞く機会を設けてきたか	3.333	3.8	3.4	3.5
23	②市民からの陳情を政策提言と位置付け、陳情者からの意見を聞いてきたか	3.333	3.6	3.6	3.5
	第8条 研修の充実				
24	①議員研修の充実強化に努めてきたか	3	3.8	3.2	3.313
25	②専門家及び有識者による研修会を積極的に開催してきたか	2.5	2.4	2.4	2.438
	第4章 議会と市長等との関係				
	第9条 基本原則				
26	①市長等と常に緊張ある関係を保持し、事務の執行の監視及び評価は行ってきたか	3.167	3.8	2.4	3.125
27	②一問一答方式での質疑質問で、論点や争点を明確にしていたか	2.833	2.8	2	2.563
28	③市長等の反問権の評価は	2.5	1.3	1	1.7
29	④文書質問に対する評価は	2.5	2.7	3	2.7
30	⑤文書質問に対し、市長等は適切に対応してきたか	2.5	2.7	2.7	2.6
	第10条 政策等形成過程の説明資料要求				
31	①重要な政策等について第10条に列記するような資料の提出を求めてきたか	3	2.8	2.6	2.813
32	②政策等の審議にあたり、立案や執行における論点や争点を明確にし、さらには執行後における政策評価に資する審議に努めてきたか	2.5	2.4	2.2	2.375
	第11条 予算及び決算における政策説明資料の要求				
	評価に該当しない				
	第12条 地方自治法第96条第2項の議決事件				
33	①総合計画基本構想のほか、市民生活に大きな影響を与える計画等を議決事件として定めてきたか	2.5	2.3	2	2.25
	第13条 付帯決議				
	評価に該当しない				
	第14条 請願採択への対応				
	評価に該当しない				

		1期議員 5ヶ月 6人	2期議員 4年5ヶ月 5人	4期以上議員 10年～ 5人	全体
設問番号	第5章 市民と議会との関係				
	第15条 基本原則				
34	①市民の意向を反映するため、意見を聴取する機会の確保に努めてきたか	3	2.4	2.6	3
35	②活動に関する情報公開を徹底し、市民に対する説明責任を十分に果たしてきたか	3	2.4	3	3.125
	第16条 一般会議				
36	①市政の諸課題について、自由な意見交換をする一般会議を開催してきたか	3.5	2.4	3.4	3.438
	第17条 情報公開の推進				
37	①議会の役割、責任を明らかにするため、議会活動に関する情報の公開を図ってきたか	3.333	3.8	3.2	3.438
38	②本会議や委員会のインターネット配信に努めてきたか	3	2.8	2.2	2.688
39	③全議案についての各議員の賛否、視察報告等を公表してきたか	3.5	4.4	3.6	3.813
	第18条 議会報告会				
40	①市民に対する議会報告会を原則として年2回以上開催できたか	3.5	3.8	4	3.75
41	②市民の意見を聴取して議会活動の改善を図ってきたか	3	3.2	2.2	2.813
42	③市民との意見交換を行い、議会の運営改善、政策提言等に生かしてきたか	3.333	3	2.6	3
	第19条 議会だよりの充実				
43	①議会だよりを毎定例会後に発行してきたか	4.333	4.2	4.4	4.313
44	②議会だよりに議案に対する各議員の対応等「議会だより発行要項」に則した内容がきちんと掲載されてきたか	3.667	4.2	4.2	4
45	③わかりやすく読みやすい充実した誌面となっていたか	3.5	3.6	3.8	3.625
	第20条 議場等の開放				
46	①議場等の開放を年2回以上行い、より親しみのある議会と議会活動の活性化は目指してきたか	2.833	2.8	3.4	3
	第6章 議会の組織				
	第21条 議員の定数				
	評価に該当しない				
	第22条 会派				
47	①政策を中心とした同一の理念を共有する議員で会派を結成できているか	3	2.6	2.2	2.8
	第23条 議長				
48	①議長は、中立公正な職務遂行に努め、円滑な議会運営を行っていたか	3.667	3.6	4	3.733
	第24条 議会図書室の充実等				
49	①議会関連図書は充実されているか	2.333	2.6	2	2.313
50	②議会図書室の一般利用は図られていたか	1.333	1	1	1.2
	第25条 議会事務局の充実等				
51	①議会事務局の調査活動の充実を図ってきたか	3.167	3.6	1.8	2.85
52	②議会事務局の法制能力の強化を図ってきたか	3	3.2	1.6	2.6
	第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇				
	第26条 議員の政治倫理				
53	①市民の代表者としての倫理を常に自覚していたか	4	4.4	4.2	4.188
54	②市民の疑惑を招くことのないよう行動できていたか	3.833	4.4	4.2	4.125
55	③議員と市長等との関係の透明性を図ってきたか	3.833	3.4	2.8	3.375
	第27条 執行機関等委員の就任制限				
56	①法令の定めがある以外の審議会等の市の付属機関の委員に就任していなかったか	4.4	3.6	4.4	4.133
	第28条 政務活動費の執行及び公開				
57	①政務活動費の交付に関する条例を遵守していたか	4.167	4.6	4.4	4.375
58	②市民から疑義が生じないよう収支報告書は提出したか	4.167	4.6	4.6	4.438
59	③収支報告書の公表に努めていたか	3.833	4.6	4	4.125
	第29条 議員報酬				
	評価に該当しない				
	第8章 改革の継続と見直し				
	第30条 議会改革				
60	①継続的な議会改革に取り組んできたか	3.2	4	3.4	3.533
	第31条 他の条例との関係				
61	①議会に関する条例、規則等の改廃に当たっては、この条例との整合を図ってきたか	3.333	4.2	3.8	3.75
62	②一般選挙後の任期開始後、条例の理念を浸透させるため、この条例の研修を行ったか	3.167	3.2	3.2	3.4
	第32条 検証と見直し手続き				
	評価に該当しない		203.2	183.1	195.952
	上表の合計・平均	197.097	203.2	183.1	195.952
		3.179	3.277	2.953	3.161